

肥銀でんさいネットサービスご利用規定

変更後	変更前
<p>第1条 (利用申込)</p> <p>(2)利用申込にあたっては、業務規程細則第3条に定める事項のほか、当行所定の事項を当行所定の利用申込書により当行に届出て申込むものとします。</p> <p>第2条 (サービスの利用方法)</p> <p>(1)利用者は、インターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ等（以下「端末」といいます）を使用し、本サービス専用のシステム（以下「でんさい利用者WEB」といいます）に接続する方法、および別途ご契約いただく肥銀ビジネスインターネットバンキングサービス（以下「ビジネスIB」といいます）を経由して、でんさい利用者WEBに接続する方法（以下「利用者WEB扱」といいます。）により、でんさいネットへの各種電子記録の請求および記録内容の開示請求等を行なうことができます。</p> <p>(2)前項にかかわらず、業務規程細則第23条第3項に定める方法による変更記録の請求、業務規程細則第56条第2項第2号、第58条第2項第</p>	<p>第1条 (利用申込)</p> <p>(2)利用申込にあたっては、業務規程細則第3条に定める事項のほか、当行所定の事項を当行所定の利用申込書により決済用の預金口座を開設した取引店（以下「決済口座取引店」といいます）に届出て申込むものとします。</p> <p>第2条 (サービスの利用方法)</p> <p>(1)利用者は、インターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ等（以下「端末」といいます）を使用し、別途ご契約いただく肥銀ビジネスインターネットバンキングサービス（以下「ビジネスIB」といいます）を経由して、本サービス専用のシステム（以下「でんさい利用者WEB」といいます）に接続する方法（以下「利用者WEB扱」といいます）により、または、決済口座取引店で所定の手続きを行う方法（以下「営業店扱」といいます）により、でんさいネットへの各種電子記録の請求および記録内容の開示請求等を行なうことができます。</p> <p>(2)前項にかかわらず、業務規程細則第23条第3項に定める方法による変更記録の請求、業務規程細則第56条第2項第2号、第58条第2項第</p>

2号に定める特例開示の請求および業務規程細則第56条第2項第3号の残高の開示の請求は、当行所定の事項を記入した書面を**当行**に提出して行うものとします。

第3条（本サービスの管理者および利用者）

(1)利用者は、本サービスのでんさい管理者とでんさい担当者を当行所定の方法により任命することとします。

第4条（本人確認）

でんさい管理者およびでんさい担当者が、でんさい利用者WEBを利用する場合、**端末に利用者IDと利用者パスワードを入力し当行あてに送信するものとします。ビジネスIBの契約がある場合は、**端末にビジネスIBの契約法人IDおよび利用者ID、利用者パスワード、利用者ワンタイムパスワードを入力し当行あてに送信するものとします。当行は送信されたこれらの番号と当行に登録されている各番号との一致を確認した場合に、送信者をでんさい管理者およびでんさい担当者本人とみなします。

第7条（利用特約の申込等）

(2) 利用契約締結後の利用特約の締結または解除は、当行所定の書面により**当行**に申込みものとします。

第8条（利用契約解約の申出方法）

業務規程第15条第1項に定める利用契約の解約は、当行所定の書面に

2号に定める特例開示の請求および業務規程細則第56条第2項第3号の残高の開示の請求は、当行所定の事項を記入した書面を**決済口座取引店**に提出して行うものとします。

第3条（本サービスの管理者および利用者）

(1)利用者は、**ビジネスIBの利用者の中から、**本サービスのでんさい管理者とでんさい担当者を当行所定の方法により任命することとします。

第4条（本人確認）

でんさい管理者およびでんさい担当者が、でんさい利用者WEBを利用する場合、端末にビジネスIBの契約法人IDおよび利用者ID、利用者パスワード、利用者ワンタイムパスワードを入力し当行あてに送信するものとします。当行は送信されたこれらの番号と当行に登録されている各番号との一致を確認した場合に、送信者をでんさい管理者およびでんさい担当者本人とみなします。

第7条（利用特約の申込等）

(2) 利用契約締結後の利用特約の締結または解除は、当行所定の書面により**決済口座取引店**に申込みものとします。

第8条（利用契約解約の申出方法）

業務規程第15条第1項に定める利用契約の解約は、当行所定の書面に

より**当行**に申出るものとします。

第10条（死亡した利用者の地位を承継した旨の届出方法）

(1)業務規程第17条第2項、業務規程細則第9条第1項に定める利用者の死亡により相続人等が利用者の地位を承継した旨の届出は、当行所定の書面により**当行**に届出るものとします。

第11条（サービス利用の停止）

(2)業務規程第18条第3項により債権者利用限定特約を締結したとみなされている利用者が、業務規程細則第10条第2項により、その解除を求める場合は、当行所定の書面により**当行**に申出るものとします。

第12条（利用者登録事項の変更の届出方法）

(1)業務規程第19条第1項に定める利用者登録事項の変更の届出は、当行所定の書面により**当行**に届出るものとします。

(2)業務規程第19条第3項に定める利用契約の地位を承継した旨の届出は、利用契約の地位を承継した者が、当行所定の書面により**当行**に届出るものとします。

第13条（破産手続開始決定等の届出方法）

業務規程第20条に定める破産手続開始決定等の届出は、書面により**当**

より**決済口座取引店**に申出るものとします。

第10条（死亡した利用者の地位を承継した旨の届出方法）

(1)業務規程第17条第2項、業務規程細則第9条第1項に定める利用者の死亡により相続人等が利用者の地位を承継した旨の届出は、当行所定の書面により**死亡した利用者の決済口座取引店**に届出るものとします。

第11条（サービス利用の停止）

(2)業務規程第18条第3項により債権者利用限定特約を締結したとみなされている利用者が、業務規程細則第10条第2項により、その解除を求める場合は、当行所定の書面により**決済口座取引店**に申出るものとします

第12条（利用者登録事項の変更の届出方法）

(1)業務規程第19条第1項に定める利用者登録事項の変更の届出は、当行所定の書面により**決済口座取引店**に届出るものとします。

(2)業務規程第19条第3項に定める利用契約の地位を承継した旨の届出は、利用契約の地位を承継した者が、当行所定の書面により**利用契約の地位を承継した者の決済口座取引店**に届出るものとします。

第13条（破産手続開始決定等の届出方法）

業務規程第20条に定める破産手続開始決定等の届出は、書面により**決**

行に申出るものとします。

第14条（利用者の申出による利用制限措置の申出方法）

(1)業務規程第22条第1項第9号、業務規程細則第14条第1項に定める自ら請求することのできる電子記録の範囲を制限する旨の申出は、当行所定の書面により当行に申出るものとします。

(2)前項による電子記録の請求制限の解除を希望する場合には、当行所定の書面により当行に申出るものとします。

第17条（電子記録の請求権限の付与に係る制限の方法）

(1)業務規程第26条第4項、第27条第3項に定める制限（以下「指定許可」といいます）を利用する場合は、利用申込時に当行所定の利用申込書により当行に届出るものとします。

(2)利用契約締結後の指定許可の利用の申込または指定許可を利用しない旨の申込は、当行所定の書面により当行に届出るものとします。

第18条（債権者請求方式の利用）

(1)業務規程第27条第1項に定める発生記録の債権者請求方式を利用する場合は、利用申込時に当行所定の書面により当行に届出るものとします。

(2)利用契約締結後の発生記録の債権者請求方式の利用の申込または発生記録の債権者請求方式を利用しない旨の申込は、当行所定の書面により当行に届出るものとします。

決済口座取引店に申出るものとします。

第14条（利用者の申出による利用制限措置の申出方法）

(1)業務規程第22条第1項第9号、業務規程細則第14条第1項に定める自ら請求することのできる電子記録の範囲を制限する旨の申出は、当行所定の書面により決済口座取引店に申出るものとします。

(2)前項による電子記録の請求制限の解除を希望する場合には、当行所定の書面により決済口座取引店に申出るものとします。

第17条（電子記録の請求権限の付与に係る制限の方法）

(1)業務規程第26条第4項、第27条第3項に定める制限（以下「指定許可」といいます）を利用する場合は、利用申込時に当行所定の利用申込書により決済口座取引店に届出るものとします。

(2)利用契約締結後の指定許可の利用の申込または指定許可を利用しない旨の申込は、当行所定の書面により決済口座取引店に届出るものとします。

第18条（債権者請求方式の利用）

(1)業務規程第27条第1項に定める発生記録の債権者請求方式を利用する場合は、利用申込時に当行所定の書面により決済口座取引店に届出るものとします。

(2)利用契約締結後の発生記録の債権者請求方式の利用の申込または発生記録の債権者請求方式を利用しない旨の申込は、当行所定の書面により決済口座取引店に届出るものとします。

第20条（電子記録の訂正および回復事由の通知方法）

業務規程細則第36条第6項に定める通知は、利用者が**当行**に申出る方法によるものとします。

第23条（口座間送金決済の中止の申出方法）

業務規程細則第42条第2項に定める口座間送金決済中止の申出は、当行所定の書面により**当行**に申出るものとします。

第24条（第2号支払不能に関する異議申立手続）

- (1)業務規程細則第46条第1項に定める第2号支払不能事由についての異議申立および異議申立預託金の預け入れ手続は、当行所定の書面により**当行**に届け出て行うものとします。
- (2)業務規程第50条第2項に定める異議申立預託金は、支払期日の午後3時までに**当行**に預け入れるものとします。
- (3)業務規程細則第47条第2項に定める第2号支払不能事由が不正作出である場合の異議申立預託金の預け入れの免除の申立は、当行所定の書面により**当行**に申し立てるものとします。

第27条（準拠法および合意管轄）

(2)本サービスの利用に関して、万一紛議が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第20条（電子記録の訂正および回復事由の通知方法）

業務規程細則第36条第6項に定める通知は、利用者が**決済口座取引店**に申出る方法によるものとします。

第23条（口座間送金決済の中止の申出方法）

業務規程細則第42条第2項に定める口座間送金決済中止の申出は、当行所定の書面により**決済口座取引店**に申出るものとします。

第24条（第2号支払不能に関する異議申立手続）

- (1)業務規程細則第46条第1項に定める第2号支払不能事由についての異議申立および異議申立預託金の預け入れ手続は、当行所定の書面により**決済口座取引店**に届け出て行うものとします。
- (2)業務規程第50条第2項に定める異議申立預託金は、支払期日の午後3時までに**決済口座取引店**に預け入れるものとします。
- (3)業務規程細則第47条第2項に定める第2号支払不能事由が不正作出である場合の異議申立預託金の預け入れの免除の申立は、当行所定の書面により**決済口座取引店**に申し立てるものとします。

第27条（準拠法および合意管轄）

(2)本サービスの利用に関して、万一紛議が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、当行本店**または利用者の決済口座取引店**の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。